

いつか役に立つ

法律 知識

No.4



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

相続について③

前回までに、誰が相続人となるのかについて説明しましたが、今回は、民法が各相続人の取り分をどのように定めているのかについて説明します。ちなみに、この取り分について、民法では「相続分」という言葉を使っています。本稿でも「相続分」と表現することもあるので覚えておきましょう。

さて、前回までの説明を思い出してください。相続人のパターンは、(1)配偶者のみ、(2)子のみ、(3)父母のみ、(4)兄弟姉妹のみ、(5)子と配偶者、(6)父母と配偶者、(7)兄弟姉妹と配偶者に分けられます。以下、それぞれの場合の遺産の分け方について、一つ一つ説明していきたいと思います。

(1)配偶者のみが相続人となる場合

このパターンが最も単純なので、最初に説明します。民法は重婚を認めませんから、配偶者のみが相続人となる場合、相続人は1人ということになり、遺産の分け方を考え

る必要はありません。この場合は、遺産全てを配偶者が受け継ぐこととなります。

(2)子のみが相続人となる場合

この場合も、子が1人であれば、その者が全ての遺産を受け継ぎます。子が複数いる場合、民法は子の間の取り分を平等としています。で、子が2人の場合は2分の1ずつ、3人の場合は3分の1ずつ、4人の場合は4分の1ずつ、遺産を受け継ぐ権利があります。

なお、以前は、非嫡出子（婚姻関係にない男女の間に産まれた子ども、例えば愛人の子）の取り分は、嫡出子（婚姻関係にある男女に産まれた子ども）の取り分の2分の1とされていましたが、平成25年に最高裁判所で違憲判決が出て民法が改正され、非嫡出子と嫡出子の取り分は平等となりました。

その他のパターンについては、次回以降に説明します。

賠償請求

はお済みですか？

第1回 精神的損害賠償

東京電力の賠償は損害項目が多岐にわたっています。損害項目別にシリーズで解説しますので、ご一読ください。第1回は「精神的損害賠償（以下精損）」です。原発事故時点で浪江町にお住まいだった方が対象となります。

内容

避難生活を強いられ、生活が不便になっていることに対する慰謝料（いわゆる月10万円の賠償）です。事故発生から半年間のうち、避難所・体育館・公民館に避難していた期間については、月12万円の精損が支払われます。

この精損には、慰謝料だけでなく避難生活による生活費の増加分も含まれるとされています。

賠償期間

旧避難指示解除準備区域・旧居住制限区域は平成23年3月～平成30年3月まで。（以降分については、「相当期間」を1年と確定せず避難指示解除後の状況を踏まえて適切に賠償するよう、東京電力に対して要求しています）

帰還困難区域は平成23年3月～平成29年5月まで（以降分は「ふるさと喪失慰謝料700万円」となっています）。

注意点

震災後に新たに誕生したお子さんも、生まれた月から賠償期間の終了時まで対象となる可能性があります。

震災後に亡くなられた方は、基準日である平成24年6月1日にご存命であれば、賠償期間の終了時まで請求の対象となります。基準日より前にお亡くなりの方は、亡くなられた月まで請求可能です。

請求の際は、以下の東京電力連絡先にご連絡ください。

東京電力連絡先

原子力損害賠償全般 **TEL** 0120(926)404
受付時間：9時～19時（月～金曜日、祝日を除く）
9時～17時（土・日曜日、祝日）

問 総合窓口課 賠償支援係 **TEL** 0243(62)1105